

道路整備特別措置法の車両の通行方法に違反する車両の指導取締りについて

平成17年9月27日付け警察庁丁交企発第221号、丁交指発第162号
警察庁交通局交通企画課長、交通指導課長から各管区警察局長、警視庁交通部長、各道府県警察（方面）本部長あて

（概要）

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）第1条の規定による道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の改正等により、有料の高速道路等における通行料金を確実に徴収するため、料金徴収施設等における車両の通行方法が定められたが、これらの規定を効果的に運用するため定めた「不正通行通報要領」の内容等を通達するもの。